令和2年4月1日 こども政策課長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市ファミリーサポートセンター会則(平成15年4月1日福祉部長決定。以下、「会則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本人確認の方法)

第2条 会則第9条第3項の申込者の本人確認は、別表1に定める書類等を提示させ、申 込者が本人であることを確認する。この場合において、本人との同一性に疑義が生じた ときは、口頭で質問し、又は関係文書の提示を求めることができる。

(市内居住又は市内勤務確認の方法)

- 第3条 会則第9条第3項の申込者の市内居住確認は、別表1中1号及び2号で確認できる場合は不要とし、別表1中1号及び2号で確認できない場合は、別表2に定める書類を提示させ、申込者が市内居住であることを確認する。
- 2 会則第9条第3項の申込者の市内勤務確認は、勤務先の社員証等を提示させ、申込者が市内勤務であることを確認する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

	本	人	確	認	で	き	る	書	類		
1号	1点でよいもの	転免計 国又に (職員 在留太	F証を は地方: は証(生 がに)	余く。 公共団 E年月 (顔写)、 日体の 日の ま 真入り	旅券 幾関が あるもの	、身体 発行し D)、学 D)、	障害ネ た写 生証 特別オ	皆手帳、 真付のり (公立に く住者記	療育身分詞	国際運 育手帳、 证明書 公)等)、 書(顔写
2号	2点必要なもの	給者記 別永信	E、各和 E者証	重医療 明書	系証、在 (顔写』	王留力・	ード(いもの	顔写真	夏の無い	、もの 養手	后保護受 (2)、特 当証書、

※ 有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。

別表2 (第3条関係)

	市	内	居	住	確	認	で	き	る	書	類			
1号	1点でよいもの	住民票の写し、市役所からの本人宛郵便物等												
2号	2点必要なもの	本人宛郵便物等												

※ 3ケ月以内の発行のものに限る。